

議第 38 号 呉市理容師法施行条例及び呉市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）及び美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）の一部改正（平成 27 年厚生労働省令第 166 号による改正）並びに「理容師法の運用に関する件」（昭和 23 年 12 月 8 日付け衛発第 382 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

現在、理容所と美容所は別個に設けなければならないとされていますが、この度の改正により、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみから成る事業所については、同一の場所での重複開設が可能となります。

これに伴い、当該条件を満たして理容所と美容所を重複開設した事業所については、理容所と美容所とを隔壁等により区画することを要しないものとします。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

(1) 呉市理容師法施行条例（第 1 条の規定による改正部分）

現行	改正案
(施設に関する衛生上の措置) 第 4 条 法第 12 条第 4 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、理容所以外の用途に供する施設等と隔壁等により区画すること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) ～ (7) (略)	(施設に関する衛生上の措置) 第 4 条 法第 12 条第 4 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、理容所以外の用途に供する施設等と隔壁等により区画すること。ただし、理容所と美容所を同一の場所で開設する事業所であって、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみから成るものについては、理容所及び美容所を隔壁等により区画することを要しない。 _____ (2) ～ (7) (略)
2 (略)	2 (略)

(2) 呉市美容師法施行条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(施設に関する衛生上の措置)</p> <p>第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容所は、美容所以外の用途に供する施設等と隔壁等により区画すること。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(施設に関する衛生上の措置)</p> <p>第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 美容所は、美容所以外の用途に供する施設等と隔壁等により区画すること。<u>ただし、美容所と理容所を同一の場所で開設する事業所であって、美容所及び理容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が美容師及び理容師双方の資格を有する者のみから成るものについては、美容所及び理容所を隔壁等により区画することを要しない。</u></p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p>